

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月13日
【四半期会計期間】	第87期第3四半期（自平成29年10月1日至平成29年12月31日）
【会社名】	東京計器株式会社
【英訳名】	TOKYO KEIKI INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 脇 憲一
【本店の所在の場所】	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
【電話番号】	03(3732)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役資材担当兼財務経理部長 厚見 幸利
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
【電話番号】	03(3732)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部経理部長 鹿島 孝弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期 連結累計期間	第87期 第3四半期 連結累計期間	第86期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年12月31日	自平成29年4月1日 至平成29年12月31日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売上高 (百万円)	27,226	29,830	41,394
経常利益又は経常損失 () (百万円)	928	198	1,252
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失 () (百万円)	720	170	709
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	485	502	1,370
純資産額 (百万円)	25,500	27,419	27,356
総資産額 (百万円)	50,489	55,935	52,206
1株当たり四半期(当期)純利 益金額又は1株当たり四半期純 損失金額 () (円)	43.41	10.27	42.72
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	49.82	48.36	51.61

回次	第86期 第3四半期 連結会計期間	第87期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成28年10月1日 至平成28年12月31日	自平成29年10月1日 至平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又 は1株当たり四半期純損失金額 () (円)	2.49	1.69

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第86期及び第87期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第86期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 当社は平成29年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したため、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、契約期間の延長により更新された重要な契約は次のとおりであります。
技術受入契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約期間
東京計器株	イトン・エアロスペース・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー	米国	航空油圧機器	自平成9年3月14日 至平成34年11月22日

(注) 上記契約については、平成31年11月30日までの契約を平成34年11月22日までに延長しました。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済につきましては、アジア向けを中心に輸出が持ち直す中、企業の設備投資や生産活動が緩やかに増加していることなどから、景気は緩やかな回復基調が続きました。

このような経営環境の下、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、防衛・通信機器事業の売上が前年同期を大きく上回ったことに加え、船舶港湾機器事業、油空圧機器事業、流体機器事業の売上も前年同期を上回ったことから、売上高は前年同期比2,604百万円（9.6%）増収の29,830百万円となり、営業利益は150百万円（前年同期1,041百万円の営業損失）、経常利益が198百万円（前年同期928百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純利益も170百万円（前年同期720百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）と全ての利益項目で前年同期の赤字から黒字へと反転しました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔船舶港湾機器事業〕

当事業の商船市場では、国内の造船所で新規建造需要の減少が続いているものの、新造船向け搭載機器のパッケージ販売が増えたことや仕入商品の販売が堅調であったことなどから、受注、売上共に前年同期を上回りました。

内航船市場では、老齢船の代替建造は依然として本格化していないものの、新造船向け搭載機器のパッケージ販売が増えたことなどから、受注、売上共に前年同期を上回りました。

海外市場では、アジアの新規建造需要が一部回復したものの、欧米向けOEMジャイロコンパス販売の回復が遅れていることから、受注は前年同期を上回りましたが、売上は前年同期を下回りました。

船舶関連機器の保守サービスは、部品販売は伸び悩んだものの、役務工事が堅調に推移したことから、受注は前年同期並みとなり、売上は前年同期を上回りました。

この結果、当事業全体として売上高は6,486百万円と前年同期比159百万円（2.5%）の増収、営業利益は71百万円（前年同期74百万円の営業損失）となりました。

〔油空圧機器事業〕

当事業のプラスチック加工機械市場では、自動車関連設備の需要が増加したことなどから、受注、売上共に前年同期を大きく上回りました。

工作機械市場では、国内及び北米需要が一般機械を中心に堅調であったことから、受注、売上共に前年同期を上回りました。

建設機械市場では、国内の復興需要及びインフラ整備需要が減少したことなどから、受注、売上共に前年同期を下回りました。

海外市場では、中国の成形機需要が堅調であったことから、受注、売上共に前年同期を上回りました。

油圧応用装置は、バルクキャリア船用ハッチカバー開閉装置の需要が回復していないものの、一般産業機械関連機器の需要は堅調であったことなどから、受注、売上共に前年同期並みとなりました。

この結果、事業全体として売上高は9,497百万円と前年同期比394百万円(4.3%)の増収、営業利益は209百万円と前年同期比183百万円の大幅な増益となりました。

〔流体機器事業〕

当事業の官需市場では、各地で災害復旧事業が優先され当社に関連する計装工事の発注が遅れているものの、前期から繰り延べされた横浜市水道局向け案件があったことから、受注、売上共に前年同期並みとなりました。

民需市場では、船舶接岸速度計の客先からの発注が遅れていることなどから、受注は前年同期を下回りましたが、前期に受注した船舶接岸速度計を納入したことなどから、売上は前年同期を上回りました。

海外市場では、受注、売上共に前年同期並みとなりました。

この結果、当事業全体として売上高は1,068百万円と前年同期比51百万円(5.0%)の増収、営業損失は347百万円(前年同期370百万円の営業損失)となりました。

〔防衛・通信機器事業〕

当事業の官需市場では、F-15主力戦闘機用レーダー警戒装置の量産受注、航空自衛隊向け油圧機器の修理契約及び部品販売の増加があったものの、前期のSH-60K哨戒ヘリコプター17機一括調達に伴う逆探装置の契約が当期はなかったことなどから、受注は前年同期を下回りました。しかし、海上交通関連機器が増加したことに加え、新たにF-15主力戦闘機用レーダー警戒装置の更新に伴う開発・納入があったことなどから、売上は前年同期を上回りました。

センサー機器市場では、地震計関連機器及び道路関連機器の需要が増加したことに加え、新たに市場投入した農機関連商品の注文が増加したことなどから、受注、売上共に前年同期を上回りました。

通信機器市場では、地上デジタル放送関連機器の換装需要が好調であったことに加え、半導体製造装置向けプラズマ生成用マイクロ波増幅器の数量が大きく増加し、海洋監視向け新型衛星通信用アンテナスタビライザーの一括契約があったことなどから、受注は前年同期を上回り、売上は前年同期を大きく上回りました。

この結果、当事業全体として売上高は10,537百万円と前年同期比2,257百万円(27.3%)の増収、営業利益は93百万円(前年同期759百万円の営業損失)となりました。

〔その他の事業〕

検査機器事業は、新商品P-CAP V6の投入が遅れたことなどから、受注、売上共に前年同期を下回りました。

防災機器事業は、「ガス系消火設備の容器弁の安全性に係る点検」の法定期限が迫る物件が増えたことに加え、立体駐車場の完成物件が増えたことなどから、受注、売上共に前年同期を上回りました。

鉄道機器事業は、役務工事は堅調に推移したものの、大型物件であるレール探傷車の更新需要が端境期に入ったことから、受注は前年同期を大きく下回り、売上は前年同期を下回りました。

この結果、当事業全体として売上高は2,241百万円と前年同期比257百万円(10.3%)の減収、営業利益は20百万円と前年同期比148百万円(88.1%)の減益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

株式会社の支配に関する基本方針については、次のとおりであります。

当社グループは、計測・認識・制御という働きを最先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針 創意工夫と弛まぬ努力で最高の技術と商品の開発を目指します。市場のニーズを先取りした新商品・新事業の創出に努めます。安全で安心できる商品・サービスを提供し、お客様の信頼に応えます。自己を研鑽し、それぞれの分野での第一人者を目指します。法令等を遵守し、社会人として誠実で良識ある行動に努めます。美しい自然を守り、貴重な資源を大切にします。会社の方針を共有し、情熱と使命感を持って目標達成に注力します。のもと従業員が日々研鑽しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

しかしながら、当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきですから、このような判断の機会を確保し、更には当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報と相当な検討期間を確保し、買収提案者との交渉を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することを目的として、当社は平成19年5月10日に開催された取締役会において、買収提案者が具体的買付行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示した「大規模買付ルール」（買収防衛策）（以下、「本ルール」といいます。）を決議し、平成19年6月28日に開催の第76回定時株主総会に提出、承認されました。また、その後の買収防衛策を巡る種々の動向や企業買収に係る裁判例及び法令改正を踏まえ、平成28年4月28日の当社取締役会において、本ルールの継続を決議し、平成28年6月29日に開催の第85回定時株主総会に本ルールの継続を提案し、承認されました。

本ルールの概要

ア．本ルールの発動にかかる手続の設定

本ルールは、当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行おうとする行為又はその提案（以下、「大規模買付行為」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社グループの中期経営計画や代替案等を提示したり、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、更には大規模買付者に対する対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどいたる手続を定めています。

イ．取締役会の恣意的判断を排除するための特別委員会の利用

本ルールにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社と全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士等の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。なお、特別委員会は以下の委員により構成されています。

< 特別委員会委員 >

中東 正文（名古屋大学大学院法学研究科教授）

高山 崇彦（TMI総合法律事務所パートナー弁護士）

松崎 信（公認会計士、荏原実業株式会社監査等委員である取締役）

本ルールの合理性

ア．買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項を完全に充足しています。なお、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて本ルールに基づく対応措置の内容として当社が大規模買付者が保有する新株予約権等を取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行わない旨を明記いたしました。

イ．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切にご判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

ウ．株主意思を重視するものであること

本ルールは、第76回定時株主総会（平成19年6月28日）において、その導入のご承認をいただいた後、第85回定時株主総会（平成28年6月29日）において、その継続のご承認をいただいております。

そして、本ルールの有効期限の満了に伴い、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもってその継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本ルールの継続の決定後、本ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいて本ルールを廃止することができます。

エ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断（勧告）の概要については、株主の皆様へ情報開示されることとされており、本ルールの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

オ．合理的な客観的発動要件の設定

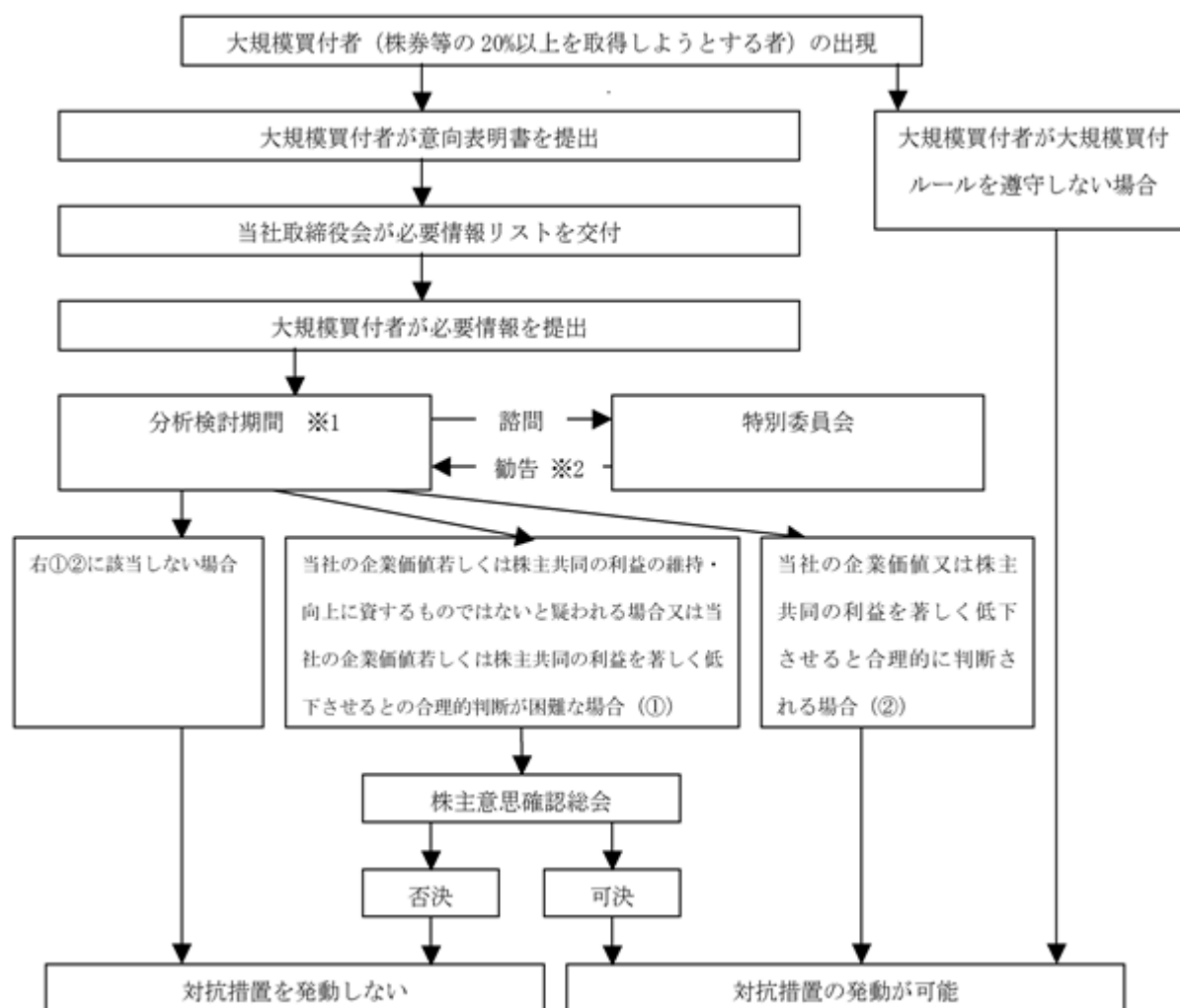
本ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に該当しなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

カ．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、上記（ウ）のとおり、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の監査等委員でない取締役任期は1年、監査等委員である取締役任期は2年としており、期差任期制度を採用していないため、本ルールは、スローハンド型買収防衛策でもありません。

<大規模買付ルールについてのフローチャート>

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。



- 1 分析検討期間は原則として、60営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。
- 2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,089百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

(注) 平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において、株式併合に関する議案が決議され、その効力発生日(平成29年10月1日)をもって、発行可能株式総数は250,000,000株から50,000,000株に変更されております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,076,439	17,076,439	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株
計	17,076,439	17,076,439		

(注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は68,305,757株減少し、17,076,439株となっております。

2. 平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において、株式併合に関する議案が決議されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更されております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成29年10月1日 (注)	68,305,757	17,076,439		7,218		

(注) 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は68,305,757株減少し、17,076,439株となっております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,428,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,660,000	82,660	-
単元未満株式	普通株式 294,196	-	-
発行済株式総数	85,382,196	-	-
総株主の議決権	-	82,660	-

- (注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は68,305,757株減少し、17,076,439株となっております。
2. 平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において、株式併合に関する議案が決議されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更されております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東京計器株式会社	東京都大田区南蒲田 2丁目16番46号	2,428,000	-	2,428,000	2.84
計	-	2,428,000	-	2,428,000	2.84

- (注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,175	7,971
受取手形及び売掛金	14,361	12,765
電子記録債権	1,946	3,910
商品及び製品	1,376	1,546
仕掛品	8,217	11,057
原材料及び貯蔵品	4,462	5,043
その他	2,055	1,646
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	40,591	43,936
固定資産		
有形固定資産	7,383	7,372
無形固定資産	7	2
投資その他の資産		
その他	4,280	4,680
貸倒引当金	54	54
投資その他の資産合計	4,226	4,626
固定資産合計	11,615	11,999
資産合計	52,206	55,935
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,133	6,957
短期借入金	10,836	10,115
賞与引当金	1,014	565
その他	2,583	2,631
流動負債合計	20,566	20,268
固定負債		
長期借入金	2,348	6,333
役員退職慰労引当金	74	51
資産除去債務	788	788
退職給付に係る負債	909	911
その他	166	166
固定負債合計	4,284	8,249
負債合計	24,850	28,517

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,218	7,218
資本剰余金	14	14
利益剰余金	19,135	18,973
自己株式	450	537
株主資本合計	25,915	25,667
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,059	1,407
為替換算調整勘定	45	36
退職給付に係る調整累計額	73	62
その他の包括利益累計額合計	1,030	1,381
非支配株主持分	410	371
純資産合計	27,356	27,419
負債純資産合計	52,206	55,935

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	27,226	29,830
売上原価	21,089	22,695
売上総利益	6,137	7,135
販売費及び一般管理費	7,179	7,120
営業利益又は営業損失 ()	1,041	15
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	70	76
生命保険配当金	39	40
持分法による投資利益	24	67
補助金収入	10	4
その他	51	77
営業外収益合計	197	267
営業外費用		
支払利息	48	57
為替差損	16	2
その他	20	25
営業外費用合計	84	84
経常利益又は経常損失 ()	928	198
特別損失		
固定資産除売却損	14	4
特別損失合計	14	4
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	943	194
法人税等	229	43
四半期純利益又は四半期純損失 ()	714	151
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失 ()	7	19
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ()	720	170

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	714	151
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	335	348
為替換算調整勘定	159	9
退職給付に係る調整額	57	11
持分法適用会社に対する持分相当額	5	0
その他の包括利益合計	229	351
四半期包括利益	485	502
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	492	521
非支配株主に係る四半期包括利益	7	19

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形等

四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形	- 百万円	366百万円
電子記録債権	-	146

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
減価償却費	723百万円	879百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	415	5.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	332	4.0	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成29年3月31日であるため、平成29年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他の 事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	6,327	9,103	1,017	8,281	24,728	2,497	27,225	1	27,226
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	77	146	0	57	280	752	1,032	1,032	-
計	6,405	9,249	1,017	8,337	25,008	3,250	28,257	1,031	27,226
セグメント利益 又はセグメント 損失()	74	26	370	759	1,177	168	1,009	33	1,041

(注)1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業、鉄道機器事業、防災機器事業、情報処理業、総合リース業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業などが含まれております。

2. セグメント利益の調整額 33百万円には、セグメント間取引消去 36百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益1百万円及び全社費用2百万円が含まれております。全社収益は、主に報告セグメントに帰属しない当社における研究開発活動に係る売上高であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他の 事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	6,486	9,497	1,068	10,537	27,589	2,241	29,829	0	29,830
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	95	148	1	77	321	723	1,044	1,044	-
計	6,581	9,646	1,068	10,614	27,910	2,964	30,874	1,044	29,830
セグメント利益 又はセグメント 損失()	71	209	347	93	27	20	47	32	15

(注)1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業、鉄道機器事業、防災機器事業、情報処理業、総合リース業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業などが含まれております。

2. セグメント利益の調整額 32百万円には、セグメント間取引消去 41百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益0百万円及び全社費用8百万円が含まれております。全社収益は、主に報告セグメントに帰属しない当社における研究開発活動に係る売上高であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額 ()	43円41銭	10円27銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額 () (百万円)	720	170
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額 () (百万円)	720	170
普通株式の期中平均株式数 (千株)	16,592	16,578

(注) 1 . 前第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 当社は平成29年10月 1 日付で、普通株式 5 株につき 1 株の割合で株式併合を実施したため、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月7日

東京計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

内藤 真一 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

藤本 貴子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京計器株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。